

## 令和6年第三回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和6年9月10日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 5号 令和5年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第 3 認定第 6号 令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について
- 第 4 報告第 6号 令和5年度八丈町一般会計継続費精算報告について
- 第 5 報告第 7号 令和5年度八丈町水道事業会計継続費精算報告について
- 第 6 報告第 8号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計継続費精算報告について
- 第 7 報告第 9号 令和6年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）について
- 第 8 議案第66号 令和6年度ストック総合改善事業寺山団地3号棟改修工事請負契約
- 第 9 発議第 1号 八丈町消防委員会委員の選任について
- 第10 発議第 2号 議会改革特別委員会の設置について
- 第11 承認第11号 議員の派遣承認について（第73回全国漁港漁場大会）
- 第12 承認第12号 議員の派遣承認について（令和6年度行政視察研修）
- 第13 常任委員会委員の選任について
- 第14 議会運営委員会委員の選任について
- 第15 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第16 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第17 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第18 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

---

### 出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君

5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	沖山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	奥山勉君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	小野高志君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	大川和彦君	会計課 課長補佐	大澤知史君
企業課長	菊池拓君	教育課長	田村久美君
消防長	堀本敏彦君	病院長 事務長	菅原宏幸君
企画課長 財政係長	佐々木奏君	建設課長 管財係長	川島心太郎君
企業課長 経理係長	岡野豊広君	教育課長 庶務係長	菊池和樹君
教育課 生涯学習係長	鈴木進吾君		

---

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君	庶務係長	浅沼洋介君
書記	奥山琴乃君	書記 (録音)	明石丈君

---

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、令和6年第三回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に11番、1番議員を指名いたします。

---

○議長（山本忠志君） 会議に入る前に、副町長より昨日の答弁の内容についての訂正がございます。

副町長。

○副町長（山越 整君） おはようございます。

昨日の水道事業の決算の関係の中の真田議員の質問のお答えの中で、工事関係で要件の緩和をしますよというお話をしました。

昨日、ちょっと私が言ったのは、監督員の要件緩和というふうに言いましたけれども、正しくは現場の代理人の要件緩和というところになります。

ほかの東京都を含めて、やはり昨今の工事の不調というそういった背景から、いろいろな工事が受注しやすいようにということで、現場代理人の方の要件緩和ということが、今いろんな形で改善をされているというところになります。

八丈町は来月10月1日、工事の告示をするものから適用するというので、改善をさせていただくというところになります。

訂正をお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 続きまして、昨日保留となっていましたことにつきまして、税務課長

より答弁がございます。

税務課長。

○税務課長（山下 進君） 昨日、決算のところでご質問をいただいた令和4年度の未収金のその後の経過についてご説明します。

未収金865万9,546円のうち、令和5年度中に納付のあったものは521万2,320円、約60.2%となっています。令和4年度の未収金のうち、不納欠損処理をしたものはまだありません。残りの344万7,226円、約39.8%が滞納繰越分として引き続き納付相談等、徴収業務対象となっています。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 質疑はございますか。

（発言する者なし）

---

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） なければ、昨日に続きまして、日程第2、認定第5号 令和5年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） おはようございます。認定第5号 令和5年度八丈町病院事業会計決算認定について。

令和6年9月6日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、この続きをオレンジ色の次と、あとは企業会計決算審査資料をご用意ください。

まずは、病院事業会計決算書をお願いいたします。病-1をお願いいたします。

令和5年度八丈町病院事業会計決算報告書、収益的収入の決算額は、14億3,129万7,358円でございます。内訳といたしましては、第1項医業収益7億8,024万9,454円で、令和4年度と比較いたしまして3,200万円ほど増収となっております。これは、入院収益は750万ほど減少していますが、外来患者は3,600万ほど増加しております。第2項医業外収入につきましては6億5,102万9,904円で、主なものは東京都補助金、一般会計補助金、長期前受戻入になります。都補助金に関しましては、新型コロナに関する補助金がほぼなくなり1億2,451万円

減少しております。第3項特別利益1万8,000円に加え、当年度の純損失は3,525万2,000円となりました。

収益的支出の決算額は14億6,654万8,691円となり、内訳といたしましては、第1項医業費用14億4,984万659円、これは医師、職員の人件費、診療材料費、診療材料、薬品費、施設維持管理費、減価償却費、固定資産除去費が主でございます。第2項医業外費用1,670万8,032円、これは企業債の利息、消費税納付額です。

次のページ、2ページをお願いいたします。

資本的収入の決算額は1億4,161万2,000円、内訳といたしまして第1款第2項一般会計繰入金1億562万円、第3項都支出金3,599万2,000円でございます。

資本的支出決算額は3億3,947万2,870円、内訳は第1項建設改良費1億1,844万7,234円で、蓄電池設備等の購入費でございます。第2項企業債償還金2億2,102万5,636円で、4年度末の病院事業の起債残高は76億7,255万5,175円で、4年度と比較いたしまして2億2,102万5,636円減額となっております。3年度と比較して、訂正いたします。すみません。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,786万870円は、過年度分損益勘定留保資金1億206万870円で補填いたしました。なお、不足する9,580万円は、令和5年度同意済企業債の未借入分9,580万円で、翌年度に措置するものといたしました。

次のページ、3ページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、医業収益、3、医業外収益、5、特別利益を合計した収益は14億2,912万4,583円で、2、医業費用、4、医業外費用を合計した費用は14億6,437万5,916円となり、差引き3,525万1,333円の当年度純損失となります。前年度繰越欠損金7,726万326円を加えると、5年度末未処理欠損金1億1,251万1,659円となっております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書(案)でございます。5年度末未処理欠損金1億1,251万1,659円を未処理のまま繰り越しいたします。

続きまして、決算資料のほうをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

収益的収支の令和4年度決算額との比較ですが、収益的収入で減額となったものは、入院収益7,581万円、その他医業費用10万1,000円、補助金1億2,629万2,000円、一般会計負担金49万5,000円、患者外給食費6万1,000円、特別利益175万5,000円減となります。

増加したのものについては、外来収益は3,632万1,000円、一般会計、他会計補助金1億

1,770万8,000円、その他医業収益187万3,000円、長期前受戻入174万円の増で合計2,135万7,000円となります。

収益的支出については、減額となったものは、給与費7,756万3,000円、経費1,726万9,000円、支払利息2,262万1,000円減となります。

増加は、材料費2,517万9,000円、研究研修費、減価償却費、資産減耗費で1,041万7,000円、患者外給食材料費、雑支出で164万3,000円となります。

減額となった主な要因は、正職員減、修繕費及び光熱水費減となります。

増額となった主なものについては、入院患者及び外来患者の増に伴い薬品費、診療材料費増が要因となります。

次に、7ページお願いいたします。

年度末の職員配置状況ですが、例年同様、看護師4名不足となっております。

次に、資料の10ページをお願いいたします。

未収金の状況ですが、5年度末の未収額は1億2,103万3,947円です。また、平成31年度の未収金13万9,360円につきましては、民法170条第1項による時効消滅到来並びに八丈町債権管理条例14条に基づき不納欠損いたしました。

病院事業につきましては、厳しい経営状況が続いています。引き続き地域医療の維持に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 決算書の16ページ経営指標に関する事項の内容についてですけれども、これは昨年も質問したんですが、さらなる入院患者の増加による病床利用率の増加及び収益増加を図る必要があると書いてございます。これは、数字上から言えばこの内容になるのは理解できるんですが、これをどうやって実現するんでしょうかというところに疑問がござい  
ます。

先ほど人員のほうを見ても、看護師が26から22で4名減っています。そうしますと、仮に入院患者が増えたときに、さらに看護師の負担も増えるといったところのバランスも考えた

ときに、本当に単に、入院を説得するというのもおかしいんですけども、そもそも入院をどうやって増やすのかという話で、包括ケア病床との関係も絡んでくると思いますので、そのあたりで具体的にできることは何かというのを、どうお考えかをお願いします。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 議員のおっしゃるとおり包括ケア病棟、病床がなくなりまして、数値基準を満たしていないということで、一応そこも経営会議の中で話しておりまして、大体3万円前後、3万1,000円ぐらいという感じではあるんですけども、その後、令和5年度経営会議の中でも包括ケア病床なくなっても、先ほど説明しましたとおり750万ほど減額、入院費は、収入は減ってはいるんですが、令和4年度包括と比較しましては大体同じ金額ぐらいで、ただその入院に関しまして、やはり経営会議の中でも、一番は強化プランの中にも書いているんですが、60%を目指してということで、確かにそこを目指すにはやはり職員の不足、看護師不足がありますので、その対応としまして一応意見書にも、監査の意見書にも書いてありました、以前職員だった方を旅費、出張という形で雇い入れまして、看護師の負担をできるだけ軽減。また、今派遣の、民間会社の派遣を使いましてそこをやはり、待っているだけではとてもじゃないですけども負担が減らないので、人員の改善を今目指しているところではあります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 今のお話ですと、確かに医療サービスのほうはそれで改善に向かうかもしれないですが、経営上はさらに悪化する方向になると思います。

先ほども申し上げましたとおり、ただ入院を増やすということは、逆に必要のない人を、今のままだとそういうことでしょうか、あまり入院をする必要がない人まで入院させないと、入院の率は上がらないと思うんですけども、そうすると、先ほどのその包括ケア病床含めて、そういった形のほうの対応をどうしていくのか。当初はコストがかさんだとしても、最終的には、例えば数年以内には、こういったシミュレーションの中で経営的にも改善するし、あとは入院患者の快適性といいますか、入院時のそういった環境も向上できるといったほうに、つなげられるということであれば説得力があると思いますので、ぜひともそういった形で足元、当然コストがかさむのは承知していますので、ある程度の長い期間を、スパンを前提にして、そういった計画を今後立てられてご提示いただければと思いますが、それは対応いただけるでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 一番は確かに包括病床、要は入院料としても3か月取れますけれども、ほかだとそれが60日までしか取れないとかいろいろありまして、やはり経営的には包括復活が一番望ましいんですが、やはり人員が欠くこと。あと、訪問診療とか看護ステーションの施設を設置しないといけなかったりとか、ちょっと介護とも関わってきたり、いろんな懸念材料がありまして、そこは5年度院長を筆頭に、地域包括復活は目指してはいたんですけれども、なかなか現実に至ってない。一番は人材不足というのが一番キーにはなりませんけれども、できれば、本来なら包括を復活させたいとは思っています。

そこで、今8床だったんですがそこ10床にしたりとか、いろんな経営的なことを話していたんですけれども、施設基準を満たさないということでなくなった経緯がございまして、できれば、人員が確保できれば地域包括の復活は目指したいかなと思っております。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 続いて、18ページのほうなんですけれども、入院、外来それぞれ各科の単価等の数字が出ております。

これを見ますと、入院のほうでは外科と小児科、産婦人科の1人当たり収益が大きく減少しているところが見受けられますけれども、これは何か特別な要因なり何なりというのは、把握されていますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 主は、やはり外科で包括というところもありますので、そのところがやはり一番の原因かと考えております。

あとは、産科に関してはやっぱり分娩の人数が減っている現象は、否めない現象だと思っております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 続いて同じ場所なんですけれども、外来について、こちらは内科の1人当たり収益だけが大きく増加していますけれども、こちらはその背景を教えてくださいませんか。

同じ項目であれば併せて質問したほうがよろしいですか。同じ表の中の質問だとすると。

それとも分けたほうがいいですか。

○議長（山本忠志君） 分けてください。

○1番（真田幸久君） 分かりました。

○議長（山本忠志君） 最初に、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） これも、分析の中で、検査件数と患者数が増になっておりまして、やはりこの収益、1人単価も上がってございます。

ただ、今本年度に関しましては、ちょっと下がっている状況ではあります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 検査件数が増加したということなんですけれども、これはいわゆる病気の内容としては何か偏りというか、特徴というものは出ているんでしょうか。

八丈の場合、透析のところはかなり設備的にも厳しいところはあると思いますけれども、そういった形のところがさらに検査が増えて、対応しなければいけない人数が増えるとなると、またいろいろ考えないといけないんですけれども、そういったものがこの数字には表れているのか、全く別の要因なのかを教えてください。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 一応入院につなげるということで、検査件数は増えてはいるんですけれども、そこから入院につながるかと、ちょっとここはドクターのあれで、分析的には一応検査の件数が増えている、病状についてはちょっと、なかなかちょっとつかめないんですけれども、一応検査をしまして、大体長期の投与が多いものですから、ある程度の、3か月単位で検査を行ってはいたり、あと急患のほうも、新患のほうも増えている状況だと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 同じく外科の臨時診療部分のところでは、令和5年度は眼科と耳鼻科がとくに減少数が多いんですけれども、こちらも何か背景として考えられることがありますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） そこに関しましては、やはり眼科に関しては患者数は多いんですけれども、あと、欠航とかそれが重なると2か月、奇数月がオペの時期になって白内障の手術をやっているんですけれども、ちょっと欠航になると結構な人数減っていきますし、患者、最初午前中は外来を行って、午後オペをやっておりますので、そこで減少があると思います。

耳鼻科に関しましては、見直した件がございまして、3日から2日にした経緯がございま

す。これも人数が減っているという状況でありまして、月2回、今まで3日だったのを2日、経営的にもちょっとこの数字とかを見るとということで、1日減をしてございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

5番。

○5番（山下則子君） どこということじゃなくてなんですけれども、今、病院の会計に行く  
と、新札、一万円札、千円札は使えませんか、旧札でご用意くださいということと言われる  
んですけれども、いつ新しいものが使えるようになるのかということと、あと、あまりに何か  
上から目線で言われているような気がするんですね。

受診者の方というか、しっかり一万円札を握り締めて行っているかもしれないんですよ、  
あの新しいお札をですね。その方に対して、旧札を持って来てくださいますと現場で言われる  
というのは何なのかなと思ってしまうので、やはり会計のところでは一万円札、旧券を用意し  
ておいて、出されたらそれを機械に入れてお釣りを渡すような、もうちょっと町の人に親切  
な対応をしていただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 今システム改修といいますか、そこはお願いしている状況で、  
いつというのはちょっとまだ見えないんですけれども、一応、会計の、新札に対応するとい  
うことで旧札をこちらで用意して、交換してやるように対応しております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（山下（則）議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） これは昨年もお聞きしたんですけれども、常駐医師と派遣医師のコス  
ト構成比を、昨年あの後聞いていないので、可能であれば2年度分教えていただけますで  
しょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 大変申し訳ございません。一応、昨年度に関しましては、病院  
事業の9ページから10ページにかけまして、1款1項1目の中の給与費の中で報酬とありま  
す。1億8,256万4,299円、これが臨時診療及び派遣の先生の給与となっております、給与  
の中で約28%を占めてございます。

すみません、4年度は後ほどでよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） そうしますと、それ以外の項目は全て常駐以外、看護師等も含まれてしまうんですけれども、常駐医の抜き出しは可能ですか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 昨年度常駐医師ですけれども6,516万1,000円、前々年比が6,216万3,000円となっております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） これ全部あれですよ、全ての項目を含んでいますよね、社会保険料、その他もろもろのところを。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） はい、含んでございます。これ4人の常駐医師に対しての金額でございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、認定第5号 令和5年度八丈町病院事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、認定第6号 令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号7をお願いします。

一番最後のページをお願いいたします。

認定第6号 令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について。

令和6年9月6日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

浄化槽設置管理事業会計決算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は4,965万2,950円となっています。内訳といたしまして、第1項営業収益1,324万1,260円、第2項営業外収益3,641万1,690円で、主に一般会計補助金、長期前受金戻入になります。

次に、収益的支出の決算額ですが、5,265万3,255円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用5,159万7,565円、職員の人件費、浄化槽維持管理費、減価償却費が主なものになります。第2項営業外費用105万5,690円、企業債の利息です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入につきましては1,769万4,502円で、内訳といたしましては、第1項企業債480万円、第2項一般会計繰入金513万7,000円、第3項国庫支出金612万円、第4項都支出金108万3,102円、第5項工事負担金55万4,400円となっております。

資本的支出の決算額は1,943万9,786円となり、内訳は第1項建設改良費、第2項企業債償還金になります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額174万5,284円は、当年度分消費税資本的収支調整額、引継現金で補填しております。

次のページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益を合計した収益は4,732万3,398円で、2、営業費用、4、営業外費用を合計した費用は5,107万4,537円となり、差引き375万1,139円の当年度純損失が生じました。前年度繰越欠損金を加えると、当年度未処理欠損金は1,209万8,595円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書（案）ですが、令和5年度未処理欠損金1,209万8,595円を未処

理のまま繰越しいたします。

続いて、令和5年度浄化槽設置管理事業会計資金不足比率をご報告いたします。

令和5年度については資金不足はありませんでした。数値については、令和5年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いを申し上げます。

それでは、質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 資料4ページ、報告書のほうですね、決算報告書の4ページで欠損金処理計算書、令和5年度も1,200万の欠損になったという形で、これはおそらく相当期間欠損が続くのではないかと想定されます。

今、資本金が2,500万弱なので、遅くとも令和7年度にはさらに出資という形で、また一般会計のほうからお金が行かざるを得ない状況かと思えます。

これはある意味必要なものなので、仮に赤字であったとしても、それはそれでしょうがない部分もあるんですけれども、一体どれぐらい普及すればある程度赤字ぎりぎりとか、そういったところまでいける見込みを持っていらっしゃるのか。それとも、仮に全世帯が浄化槽に変えたとしても、そもそも黒字にはならないのか。どういったシミュレーションをされているのかを教えてくださいませんか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今の事業の進め方ですと、一応、浄化槽の料金のほうも昨年度値上げはしましたが、そちらを値上げしてしまうと、また普及率のほうにも関係あるかなというところで考えておまして、今のまま浄化槽が増えていけばいくほど赤字幅も大きくなって、そこをどうやって埋めていくのかというのは、少し検討しなければいけないと思っておりますが、すぐにどうこうできる数字ということではないということをお認識しております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 分かりました。そうすると、これは八丈町単独で決めた方向性ではないかと、要は浄化槽設置というのは、例えば八丈島単独で浄化槽を入れるんだという方向でやっている事業ではないと理解していますので、だとするとそういった現実を踏まえた上で、

どう転んでも、どう努力しても赤字が続くということであれば、そもそも制度そのものに問題があるんじゃないかということにもなりますので、そういったところを逆に整理していただいて、町としてはこれ以上どう頑張っても難しいと。また値上げをしたとしても、それも、じゃ、幾らになったら赤字が消えるのかといったその数字が現実的な数字かどうかということも含めて、それでも本当はかなり無理な制度設計にそもそもなっているのであれば、それ自体は東京都なり、国の監督官庁なりというところに様々な意見を上げるべき内容になるかと思しますので、ぜひともそういった数字というのを今後提示していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） この浄化槽事業に関しましては、一応事業としてやっているのは公営企業課なんですけれども、この件に関しましては、八丈町全体として考えていかないといけない問題ですので、今すぐちょっとお答えすることは、私の口からはできないことではあります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 企業課長のお立場は理解しましたので、であるとすると、首長である町長のほうから、どうお考えかの回答をいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） 1番議員がおっしゃるように、やっぱり普及率の問題もあると思えますけれども、方針として下水道事業、浄化槽にするかということで、住民の負担をなるべく軽減するために浄化槽という判断をしたわけですがけれども、個々の、1個ずつ整備したとしても、まだたしか20%ぐらいしか普及していないと思えますけれども、これが50%、100%に行っても黒字にはならない、使用料の設定はそういうことになっていますので。

また、黒字にならないというか、そのぎりぎりの線といいますか、そういう部分で全国平均とかそういう数値を取って設定している部分もありますけれども、起債の部分がいつまでも負担になってくるのではないかなと。まだ20年、30年経っても50%いくかどうかという部分があります。

これは長いスパンで住民負担の部分は考えていかないとと思っておりますので、今の段階では、それを多くして黒字を目指すことは当然だと思いますけれども、住民の負担にならない使用料の設定を考えていかないと、普及率との関係が非常に難しいと思っております。なるべく負担は軽減してやっていこうと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。対応に関する方針は今伺ったことで分かったんですけども、私が申し上げたのはそれはそれとして、それが本当に20年、30年でかなり長い話で、しかもその段階でも黒字が見込めない。黒字である必要があるかどうかは別にして、全国的な負担率とかそういったものを勘案しても、恐らくそこまで行きづらいんじゃないかというふうに私は感じています。

そのときに、やっぱり一般会計のほうに負担は行きますので、だとすると、そもそもこの事業自体の正当性といいますか。そういったものを問わなければいけない部分もあるかと考えますので、そういった数字のほうをお示しいただけないでしょうかということ、企業課長の立場としては、企業課長だけとしてはちょっと申し上げられないということだったので、全体を統括していらっしゃる町長が、それをきちんと示すおつもりがあるかどうかをお伺いします。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） 真田議員、これまず設定したときが年間120個、今整備しているのが20個ぐらいです、1年間で。

そういう120を設定した数字で、もともとが設定していますので、そういう部分で、今の現状でどういう今後なっていくかということ、それが50%のときを設定するのか、100%になったときをペイするように設定するのかで非常に難しいと思いますので、その辺を数字を出して住民負担、一般会計からこういう負担をしているんだよという部分は公表しながら、使用料のほうは考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑をこれにて終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、認定第6号 令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

○議長（山本忠志君） ここで、先ほどの病院事業会計についての説明の中で、数字の訂正がございますということですので、病院事務長お願いします。

○病院事務長（菅原宏幸君） 先ほど常勤医師の給与の件で6,518万1,000円と申し上げましたが、これ定期派遣の、要は派遣されている3名の医師の年間の金額でございます。

常勤の医師の4名の金額が9,408万5,000円と、4人分がこうなっています。すみません、訂正させて改めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 質問ですか。

1番。

○1番（真田幸久君） そうすると、今の令和5年度の話ですね。令和4年度はいかがでしょうか。それは分からないですか。

（病院事務長「ちょっと4年度は後ほど、すみません。それは常勤医師でよろしい、常勤医師の金額という形……」真田議員「そうです。ということは、先ほどの6,200云々も当然違っているということになるかと思えますんで」病院事務長「派遣医師3名分は合ってます」真田議員「なので、派遣医師を聞いているわけではなくて、常勤医師を聞いて4年度がないと比較にならないので」病院事務長「4年度、はい。分かりました。後ほど、じゃお答えします。」の声あり）

○議長（山本忠志君） では、後ほどということでは、議事を進行いたします。

---

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第4、報告第6号 令和5年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

それでは、書類番号の8をお願いします。

報告第6号 令和5年度八丈町一般会計継続費精算報告について。

令和6年9月6日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

令和5年度八丈町一般会計継続費精算報告書。

4款2項清掃費におきまして、新クリーンセンター建設事業を令和2年度から5年度の4か年で継続して設定をさせていただきました。

事業完了に伴い、精算報告をいたします。

一番下の計欄をご覧ください。

まず、左のところ全体計画の年度割の計につきましては39億4,528万1,000円となります。その財源内訳が、国都支出金が16億8,935万6,000円、地方債10億5,410万円、その他9億9,600万円、一般財源2億582万5,000円となっております。

それに対し、真ん中の欄、実績につきましては支出済みの計が39億4,528万900円で、その財源内訳が、国都支出金が16億8,935万6,000円、地方債10億5,410万円、その他9億9,600万円、一般財源2億582万4,900円となりました。

比較といたしましては、一般財源の100円が残ったという状況になります。

報告は以上となります。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ありますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 確認なんですけれども、実績、計画共になんですけど、地方債の金額に関しては、この事業は交付税措置がされる対象になってますか、なってませんかということをお教えいただけますか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 令和2年度においては、衛生債で50%の措置が受けられています。

この間に八丈町、過疎地域に指定されましたので、令和5年度の分は過疎債のほうで70%の措置を受けております。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、質問ないようですので質疑を終結いたします。

以上で、日程第4、報告第6号 令和5年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを終わります。

---

○議長（山本忠志君） では、病院事務長より先ほどの1番議員の質問の回答をお知らせいたします。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、令和4年度の常勤医師の金額ですが9,470万9,000円、5年度と比べまして、5年度のほうが62万4,000円少なくなっております。この内訳としましては、超勤と宿日直、宿日直に関しましては応援をやっていただいておりますので、というところで少なくなっている。

超勤に関しましては、小児科、婦人科の夜間とか、お産の状況によって違ってきますのでこういう差がでております。

以上です。

○議長（山本忠志君） では、議事を進行いたします。

---

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、報告第7号 令和5年度八丈町水道事業会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号9をお願いいたします。

報告第7号 令和5年度八丈町水道事業会計継続費精算報告について。

令和6年9月6日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

令和5年度八丈町水道事業会計継続費精算報告書。

こちらは、継続事業に係る事業年度が令和5年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものです。

大川浄水場改修事業、全体計画は令和3年度から5年度までの3か年で、総額7億5,134万4,000円となります。

実績につきましては、支払義務発生額は3か年で7億4,989万2,000円でした。年割額と支払義務発生額の差は145万2,000円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第5、報告第7号 令和5年度八丈町水道事業会計継続費精算報告についてを終わります。

---

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、報告第8号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 次のページをお願いいたします。報告第8号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計継続費精算報告について。

令和6年9月6日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計継続費精算報告書。

継続事業に係る事業年度が令和5年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものです。

町営バス事務所・車庫建設事業、全体計画は令和3年度から5年度の3か年で、総額2億6,326万3,000円となります。

実績につきましては、支払義務発生額は3か年で2億6,326万2,600円でした。年割額と支払義務の発生額の差は400円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第6、報告第8号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計継続費精算報告についてを終わります。

---

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、報告第9号 令和6年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） それでは、書類番号10をお願いいたします。

報告第9号 令和6年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）について。

令和6年9月6日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告します。次の次のページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和6年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）を行い、報告書を作成して八丈町議会に提出します。

1ページをお願いいたします。

第1から2ページの第3までは、この報告書の位置づけ及び活動の概要になります。

3ページをご覧ください。

3ページ第4の1では、令和5年度当初、教育委員会で承認された教育目標、第4の2では、4つの基本方針を5ページまで記載しています。

続いて、6ページをお願いいたします。

6ページから各基本方針に沿って、大きく変わった箇所を中心に説明していきたいと思えます。基本方針1では、人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成を掲げ、主要施策5項目を推進しています。

8ページをお願いします。

主要施策3は、いじめ防止や児童・生徒の多様な問題に対応する学校づくりで、上段の表は平成31年度からの不登校児童生徒数です。病気や入院の欠席も含まれてはいるものの、令和5年度は小・中学校ともに増加しました。

各学校で、スクールカウンセラーを活用した相談体制の構築や、校内の共通理解を深めることはできましたが、不登校の理由は複雑で、増加要因の特定は難しいところです。

続いて、基本方針2、豊かな個性と創造力の伸長では、9つの主要施策を推進しています。14ページをお願いします。

主要施策6、給食センターの事業です。

八丈産食材のうち、野菜、芋類、果物類の使用回数が、令和4年度と比較して増えました。材料費の高騰に苦慮しているところですが、令和6年1月から児童・生徒の給食費補助を実施し、無償としたことで保護者の負担軽減を図ることができました。

続いて、基本方針3では生涯学習と文化・スポーツの振興を掲げ、8つの主要施策を推進しています。

令和5年5月にコロナウイルス感染症が5類に引き下げされ、中止や縮小していた催しを実施できるようになったことが各施設の利用に反映されています。

ページ飛びます。申し訳ありません。

基本方針4、28ページ下段から29ページ上段の学校施設の利用状況の表を先にご覧ください。

学校開放施設は多くの利用があり、4年度と比較して小学校体育館で4,061人、中学校体育館で1,719人増加しました。

恐れ入りますが、基本方針3の26ページにお戻りください。26ページの上段の表になります。

主要施策8、スポーツ推進、健康増進、指導者育成の取組になります。

学校開放施設の利用は増えたものの、上段の体育施設は利用件数も少なく、一部の施設を除き全体で4,198人の減となりました。また、開放施設との違いは、比較的少人数で利用していることです。

施設過多についてのご指摘や、経年劣化による維持管理の課題もあり、費用対効果を含めて今後考えていかなければなりません。

同じく26ページ、基本方針4では、町民の教育参加と学校経営の改革を掲げ、7つの主要施策を推進しています。

30ページをお願いします。

主要施策7、島外留学生制度の事業です。

こちらは、令和5年度に新たに1名の生徒を受け入れましたが、先に2名を受け入れていたホストファミリーが健康上の理由により、年度途中の辞退となりました。急遽募集をかけ、八丈島移住定住促進協議会からの申出により、何とか事業を継続することができましたが、生徒の不安感の払拭、また安定して大切な3年間を受け入れることの難しさを痛感しました。事業の拡充や今後の方向性については、慎重に検討したいと思います。

続いて、31ページは、令和5年度の主な工事と委託を記載しています。

裏面の32ページは、外部評価委員の意見を添えています。

様々な視点や知見、経験から活発なご意見等、各事業の評価をいただきました。また、国のほうで進めている部活動の地域移行についても、様々な意見が出ました。結びにあるように、内容の精査と課題を共有しながら、教育行政に生かしていきたいと思えます。

最後33ページです。資料として要綱を載せています。

簡単ですが、点検と評価の報告、説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 32ページ、外部評価委員からの意見の中で、部活動の遠征費の負担の件が示されております。

こちらについてはやはり、個々の生徒なりの活動ではありますけれども、町全体としてスポーツ活動や文化活動をどんどん広げていきたいと思いますということである場合に、一つお聞きしたいのは、制度として、例えばこういう施設を文化活動、もしくはスポーツ活動で使用料を徴収する場合に、例えばこの分、町の予算から補助金だけでというのは、ここで指摘されているように私も難しいと思うんですけれども、その使用料の中に、今例えば300円だとすると1人当たり。それに対して100円を上乗せして、その分はその部活動等の遠征費の補助に充てますとか、そういった形の声かけをして制度化することは可能なかどうかというのをまずお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） ありがとうございます。

こちらは、先ほど申し上げたとおり、国のほうが部活動の地域移行を進めていまして、学

校、まずは休日の部活動を地域に移行するという一方で、学校と切り離すという形の方向性を示しています。

部活動については、今は学校で行っているものの、あくまで個人の自主的な参加ということになるので、なかなかそのあたりが難しいところではありますが、今回5年、6年度に部活で、ある部活動が勝ち進んでしましまして、おめでたいことなんですけれども、かなりちょっと遠征費がかかってしまったというところでお話があったので、方向性については、今後いろいろと考えていきたいところではありますが、国のほうの方針も含めて、慎重に検討してまいりたいと思います。

実際、国のほうの地域移行とすると、個人の習い事のような形になるということで、町とちょっと切り離してしまうような制度になっているんですね。なので、ちょっとそこら辺の判断が難しいところです。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） だとすると、例えば使用料の中に必ず含めてしまうと、今のお話だと問題があるということにつながるとは思いますけれども、例えば別枠で使用団体等に対して、可能であれば、いわゆる部活動、それから文化活動の遠征に対する補助的な部分を設けて、それはもう当然、任意にすればいいんですけれども、そういったものを呼びかけること自体は恐らく国の政策、地域で見るとということに関しても、地域の方が使う使用料の中で呼びかけをして、それを代理で例えば町が集めてしまうことが問題なのか、行為そのものが問題なのか、どちらなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 国のほうも、そういう補助とかそういうものは考え始めているところですが、待てないので、今、真田議員がおっしゃるように、やっぱり自助努力で始めないといけないのかなと。制度的に使用料を上げて、その中から小・中学生がそういうスポーツとか文化活動で上京するときの補助とか、そういう制度もやっているところもあります。既に。

だから、そういう制度ができないというわけではないし、もう一つは、クラウドとかそういうところも使いながら、子供たちの育成のそういうために、返礼のあれはなくても、育成のそういうあれで制度も使えるのかなと。

だから、いろいろ工夫しながら自助努力の中で、そういうところをやはりやっつけられないことはないのかなと。だから、そういう方向に逆に島嶼地区は、いろんなやはり工夫をして

いかないといけないのかな。それと並行して国とか都のほうの補助が動いてくれば、またそれはさらにいいことになるんで、そういうことはまず始めていけるのかなと思っております。

体育協会の基金とか、そういうのはございます。町のほうも積み立てて。ただ、大会で上位の成績を収めたときに頑張っただけという補助とか、そういう使い方なんで、恒常的にはやはり遠征の、保護者の負担を減らしていくという、その資金をどうやって貯めていくかというのが今、議員がおっしゃるようにそういうアイデアを生かしながら、また私が言うようにクラウドを使うとか、いろいろな方法でプールして、そこを保障していければいいかなど。国のほうもこどもまんなか庁で、子供のやはり教育費ゼロという政党もあるぐらいですから、そういう流れにいくのかなと思うので、まずは自走、動き始めるのも一つの考えかなと思っています。

具体的に、またマンパワーのこともあるので、じゃ、どういうふうにするということはこれから考えていくことかなと思いますけれども、私が10月で終わる。後へ仕事を残すようですが、きっといい仕事になるかなと思っておりますので、また皆様のご理解もいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 1番議員、質問の回答になってますか。大丈夫ですか。

○1番（真田幸久君） 必ずするとかしないのは立場上、退任を控えているので、恐らく回答できないのは分かりました。

ただ、クラウドファンディングとか、そういったアイデアというのはきちんと持っていたら、恐らくそれは、後任の方にきちんと引き継がれるということかと思っておりますので、ぜひお願いしたい。ただ一方で、クラウドファンディング、コストがかかりますので、金額が少ないとコスト倒れになってしまうことも考えると、先ほど申し上げた使用料のところ、呼びかけという形で、使用料で完全に組み込んでしまうと問題があるような気がしますので、呼びかけという枠で、代理で町が徴収することが可能なのであれば、そちらのほうでコスト面でも実際にお金を払っていただいた、寄附をしていただいた方のお金を無駄にしない比率が高くなるかと思っておりますので、そのあたりも引継ぎでお伝えいただければと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） ページは今と同じ外部評価委員会からの意見のところになるんですけど

れども、学校施設についても、老朽化や児童・生徒数の減少を考慮し、集約などを検討していく時期にあるのではないかという意見がこちらのほうに書いてあります。

これ長寿命化計画にのっとして、富士中学校、三根小学校と順番に建て替えをしていくというお話があると認識しておりますが、その話が今年度、生徒とか保護者等を中心に話していくと。それで、その結果を基にどういう形がいいかと話していくというお話があったと思うんですけども、今進捗としてはどういう状態になっているか教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 企画財政課長も説明しましたが、今年度地域創生会議の中で部会を立ち上げて、施設の係長級や今実際に実務に携わっている職員を中心とした施設の検討部会を立ち上げています。その中で、この学校施設というところに特化しただけではなくて、全体も含めた町の施設の検討を今している状況ですので、こちらもまた部会の意見を聞いて、私たち執行部の本部会議のほうで、またそちらの出た意見を集約して、町民の皆様にはお示ししていきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） こちらのお話は、私のほうから一般質問でもさせていただいた意見となっております。そのときの回答が、まず、利用する生徒、保護者をまずそちらのほうからお話を聞いて、その意見を基に今後どうしていくかというのを決めていく、その話を今年度でやるというお話になっていたと思いますが、勘違いでしょうか。ご回答ください。

○議長（山本忠志君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 前回の議会でそのような答弁をしたのは覚えております。

まず、保護者、地域の方ともそういう意見、共有しながらということで、ただ進捗の中で、町の中で、今プロジェクトチームがまた立ち上がってきているから、その進捗状況も見ながら並行してそういうのも、説明とか相談しながら、来年度からコミュニティスクールも動かす、そういう予定になっておりますので、そういうところを母体にしながら、そういう皆さんとも丁寧に話し合っていきながら、またワーキンググループのそういうアイデアも出てきますので、それとも合わせながら。ただ、ちょっと、すぐ来年度から始めますよというのは確かに話ししましたけれども、ワーキンググループがまた立ち上がってきたので、そことまた大きくずれると、またちょっと困るのかなと思うので、その進捗状況を合わせながらそのような話し合いをぜひ進めて、お約束ですから、していこうと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） ぜひお願いいたします。

まず、決まったことを地域のほうに投げるのではなくて、まず、地域の意見を最初に聞いていただきたいと思いますので、そのところをよろしくお願いします。

こちら要望となります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかにありますか。

関連、1番。

○1番（真田幸久君） 今のお話に関して、私も以前、一般質問か質疑の中で申し上げたと思いますけれども、学校の統廃合の問題というのは、あくまでも第一の主役は子供であり保護者であって、私は地域の住民ではないと思っています。

審議会等で話を進めていくと、どうしても子供の意見というのは、完全にそこから除かれてしまう可能性がありますので、やはり島嶼のニーズがどこにあるかということは、審議会ベースではなくて、事前に教育委員会なり何なり、そちらのほうでまずニーズをつかんだ上でそれを審議会に投げて、審議会がそれをどう判断するかという形でやらないと、どうしても審議会が、そこからスタートするところから始めると、どうしても大人の都合、いわゆる地域住民の話のほう恐らく優先される可能性が高いです。

そうすると、いや、地区に必ず学校があったほうがいいのか、そういうことに話が行ってしまう可能性が大です。ただ、学校を使うのは主に生徒であり、またその保護者であるということを考えれば、その方たちがどう考えるのか。それと、あとは日本の教育方針、国の教育方針があって、あとは地域の方の意向という形のある意味順番になるかと思っておりますので、その中で調整を図っていかうということだと思いますけれども、必ず最初に当事者、子供であり、その保護者からの意見をまずは聞くというところから始めていただくということを、実際の取り仕切っていく企画財政課のほうでは念押しをしたいと思っていますけれども、やりますと言えますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） もちろん一番大事なのは、やはり子供のためにというところの部分だと思います。

離島留学とかいろいろ件、持っていますけれども、人口がどうだからではなく、やっぱり子供第一優先として考えて、学校のことも検討していかないといけないところは認識しております。ここは教育委員会とも認識が同じなので、あくまで子供にどう言うべきかというところ

ところで、議論を進めていければなと思っています。

具体的には、一度プロジェクトチームでいろいろ検討しまして、いろんな問題がございます。教育面ではなく財政状況だったり、そういった部分もあるので、多数の意見がとかというよりは、うちがしっかり、町がそういったところを整理して、住民の皆さんに、子供を含めた、納得していただけるような提案をつくっていければと思いますので、ここはプロジェクトチーム、係長級で構成されていますが、このメンバーは現場の最前線で戦っているメンバーで危機感も、別に管理職を否定するわけではないですが、危機感も我々よりは持っているのかなというところは議事録読んでも伝わってきますので、そういった係長級とも連携しながら、いい提案ができるように全力で進めていければと思いますので、よろしくお願いたしします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） この報告書、何ページというのではなく全体についてなんですけれども、文化財の関係がほとんど載っていないんですよ。歴史民俗資料館の関係で、そちらのほうに注力しているんじゃないかとは思われるんですが、もう資料館のほうも終わりますので来年度以降、ぜひ屋外等にある文化財等ももう一度点検するなり、大事にしていきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） おっしゃるとおり、ちょっとボリュームが少ないかなと思っています。

というのは、24ページが文化財等のところになりますが、5年度は文化財専門委員会の開催がありませんでした。今年度は6月に既に開催しております。

また、ちょっと手つかずだったところも、順次オープンに向けて進めていきたいと思いますので、ご意見を参考に進めてまいります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（金川議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 今の関連なんですけれども、文化財専門委員会、先日開催されたというのは伺っています。それで、文化財専門委員会の今、委員の検討する、専門委員会で討議する目標というか、内容というのはどのようなものになっていますか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 文化財専門委員は、規則にあるような趣旨のところでは内容の検討をしていますが、指定であったりということをご意見をいただくと、教育委員会のほうに諮問するという形で今進めています。先日行われた専門委員会の会議の内容は、5年度に購入した古文書の文化財の指定についてということをご協議、諮問いたしました。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） まだ新しく来たばかりの田村課長なんで、すみません、困らせるつもりはないんですけども。

文化財専門委員会の中で、町の文化財の指定とかを検討することなんですけれども、先日購入された古文書、その話も伺っています。

今の、これは大変失礼な話かもしれないんですけども、文化財専門委員の皆さんが、そういう文化財についての造詣が深いかということについて、どうなんだろうなというふうに思っているんです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） おっしゃるとおり島内に、例えば大学の専門の教授であるとか、そういったいわゆる学識経験者という人材は、いらっしゃらないのはもちろん把握しております。

また、八丈町の中でこういった委員を選定するときには、またそこに造詣の深いとか、経験があるとか、また興味があるとかといった方を委嘱して、お願いして委員になっていただいているので、確かにおっしゃるとおり、委員の方が専門的かどうかというところは、なかなか島内の人材的にも難しいと思うんですけども、今こちらの規則についても改正を検討しております。ちょうどこちらの古文書を購入した際も、大学の教授の方にご提案いただいたので、そういった町のつながり、教育委員会のほうのつながりで、専門的な方をオブザーバーとしていろいろとご意見を伺えるような、専門委員とする、委嘱するかは別として、そういったご意見を伺える機会はあるかなと思っています。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 先日5月の研修で、我々東京都の公文書館に行きまして、いろんな原本とか、それから伊豆諸島のすばらしさとかいうことを学んでまいりました。

やはり観光の、教育の分野でも重要だけれども、観光の分野でも重要だと思うので、島民

が誇りを持てるような文化財づくりというか、それを望んでいますので、今おっしゃった法政大学の先生とか、関係者各位連携されていると思うのでそういう方とか、ほかにもいらっしゃると思うので、皆さんの意見を聞いて、ぜひともそれを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。要望です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番いきましょう。

○5番（山下則子君） 19ページの公民館の使用状況のところなんですけれども、エアコンが設置してあるのは三根公民館だけだと思うんですけれども、やはり夏は暑い。どこの公民館も暑くて、私は大賀郷なので大賀郷の人のご意見を伺っているんですけれども、やはり公民館にエアコンがないというのは、昼間のときなんかは特にちょっと苦しいということなので、エアコンの設置に向けては何かお考えがあるのでしょうか。聞かせてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） エアコン、空調設備については、教育のほうでは計画を立てて順次整備していきます。一番、公民館は三根公民館しか設置はしておりませんが、第一に考えているのは、学校施設の坂上の体育館を、そちらを優先的に整備していきたいと思っています。

また、公民館に空調設備をつけるとなると、使用料のまた改正、値上げをしなければならないということもありますので、こちらも十分に説明の期間を取りながら進めてまいりたいと思います。まずは、学校施設を優先させていただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） この内容を拝見させていただいたときに、金融教育に関して触れられていないと思うんですけれども、全国的に金融教育を進めていかなければいけないと。対面での詐欺というのはそうそう、八丈の場合はそれだけのお金使ってくるのかという話がありますので、あまり心配はしていないんですけれども、例えばSNSでは相当数のものが出てきている中で、やはり金融教育は、町として何らかの形で進めるべきではないかと思っておりますが、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 町のやはり小・中学校で、私の反省もあるんですが、金融に対する知識とか意欲とか、そういう学習というのが私の時代から足りない状態に来ているのかなと

いうのは、私自身も思っています。

それで、中学校の今、校長先生中心に、やはりそっちのほうの講座を開いたりとか、そういう同友会の方を招くとか、いろんな講座を開こうという、そういう考えが今どんどん出てきていますので。ただ、小学生からやはり金融に対する学習も進めていかないとねという、そういう形では一応話がありますが、具体的にカリキュラムをいじってどうこうということでは、まだ難しい状況ですが、そっちの方向に講座とか、そういう講演とかそういう形から入っていければいいかなと思っています。

確かにいろんな地区では、他地区では、高校生がもうNISAの勉強をして積立てをやるとか、いろんな具体的にもうそういうような活動をしている学校もありますし、ですから金融については、とにかく足りないなという反省がありますので、これから力を入れてくことに一応なろうかと思っています。また、そのような話は引き継いでいきたいなと思っています。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 私、逆に懸念しているのが、今NISAの話とかありましたけれども、決して投資をしると、投資を推奨するようなことが私は金融教育だとは思っていません。

リスクとリターンの考え方をきちんと根っこに持ってもらった上で、その後で自分で考えるというようなことが必要だと思っていますし、そういったものを例えば小学生向けですとか、中学生向けといった形で、各種の資料を作っている企業もありますので、そういった形でまずは、要はおいしい話はあるわけではないというところから、多分入るのが一番いいと思いますけれども、投資に関してはその先の話で、NISAに関しても、あれはそもそもが税制の話であって、投資そのものの話ではないはずが、話が違う方向に行っているのも事実ですので、そういった面も含めて慎重に、かつ早く、そういったものを八丈の中でもやることによって、各企業等に訪問して世の中を知るといったようなことも必要ですけれども、そもそもの仕組みをまずきちんと学んでいただかないと、例えば企業に行ったとしても、その背景にあるものが何なのかというのが分からないと、結局表向きだけ理解したようなことになってしまいますので、ぜひともそういった視点から、今後考えていっていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） リスクについては、いろいろ学習しています、子供たちは。カード

で課金して結構失敗しているとか、あとはクレジットカードの使い方とか、あとはそういうところも学習していますし、つい先月のことかな。書士会の専門の法のそういうリスクについての授業も大中で受けていますし、そういうところで結構、講師を招いて学習は進めております。

あと、NISAについてはちょっと私が余計なことを言い過ぎたんで、それは慎重に現場のほうはやってくと思いますので、リスクについては学習を進めていますし、これから税の勉強に関連させながら金融、そういうところに触れるような、そういう展開でのまた授業等も行っていますし、そういうところでいろんな方面から学習は今もやっていますし、もっと進めていけるのかなと思っております。内容については、私が知識が足りなかったもので、そういうことで慎重にやっていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 8ページです。8ページというか、7ページから8ページですね。

不登校の生徒さん、いじめの状況、いじめは少なくなって、減っているようですが不登校の方が増えている、先ほどもご説明にありました。いろいろ背景があり、一言でどうすることもできないと思うんですが、このスクールカウンセラーさんが来ていろいろサポートしていると思うんですけれども、この方はずっと同じ方が来ていて、同じ人が学校を回ってやられているんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今年から1名を除いて全員変わりました。

○議長（山本忠志君） 8番どうぞ。

○8番（岩崎由美君） 1名を除いて全員変わったということは、複数人いらっしゃって、それぞれの学校に行つてということなんですね。じゃ、同じ方ではなく、いろんな方が回られているということですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 学校の配置は同じ方です。人が、今回のスクールカウンセラーの配置の1名、4年度にいた方を1名除いて、申し訳ありません。5年度にいた1名を除いて、6年度全員変わったというところですよ。

○議長（山本忠志君） では、続いて5番。

○5番（山下則子君） 32ページの外部評価委員からの意見なんですけれども、ホストファミ

リー事業で、ホスト任せでは責任が重過ぎて現在の制度では限界があるように感じると。親子定住型が有効ではないかというご意見があるんですけども、これについて、もう来年度の入学ということも見据えて、どういうお考えなのかお聞かせ願えたらと思うんですけども。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 町では、ホスト家がもちろん確保できれば、受入れをしていくというところで進めてまいりました。

こちらのご意見をいただいたのは、5年度にホストの方が不可抗力というか、体調不良で、代わりの方がいなくなってしまったというところで、こういったことは今後も個人契約であると起こり得ることかなと思います。また、これに対しても、実際は島内、学校にいるほかの保護者の方からも、様々な意見があったということも伺っております。

外部評価委員の方と、こちらについてもいろいろと現状等をお示しできるだけお話しさせていただいたんですが、やはり個人との契約となると、3年間の命と、社会に出る前の大事な3年間をお預かりするということで、慎重に考えていかなければいけないんじゃないかというところをお話しいただいて、また人手不足というところもあるので、何とかそちらの方面からもいろいろなことは考えられるんじゃないかというようにお話をいただきました。

○議長（山本忠志君） いかがですか。ほかにありますか。そろそろ質疑を閉じたいと思うんですけども。

それでは、最後にお一方で。

1番、お願いします。

○1番（真田幸久君） 先ほど質問のあった8ページの不登校の増加の要因の中の一つに、地域の希薄化という表現があるんですけども、正直、地域の希薄化と言われても、いろんな多分捉え方があるのでよく分からないんです。よく分からないので、これは何を意味しているのかというのをまず教えていただきたいんですけども。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） これまでは、これまでの島の中では、隣近所の方というのは大体顔が分かるような関係性があったと思うんですけども、今は引っ越してきた方の顔や家族構成も分からないといったような形になっていまして、やっぱりちょっと孤立してしまうというところも含めた希薄化という表現になっております。

○議長（山本忠志君） 地域の間関係の希薄化という意味じゃないかと思うんですけども、

という理解でよろしいですか。

今の件ですか。1番。

- 1番（真田幸久君） だとすると、これはある意味、教育だけの問題ではない内容になるかと思しますので、この問題はぜひとも教育のほうだけではなくて、町全体として、自治会を取れば、坂上は自治会ありますけれども、坂下は自治会がないといったことも、これにある意味つながっていく話かと思しますので、そういった面も含めて、町全体としてこの件は考えていっていただきたいと思えます。これは要望です。

以上です。

- 議長（山本忠志君） 以上、そろそろこの質疑を閉じたいと思えますが、何かありましたら、課長、あるいは教育長のところにじかにお尋ねいただければと思えます。

質疑をこれにて終結いたします。

以上で、日程第7、報告第9号 令和6年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）についてを終わります。

ここで休憩を入れたいと思えます。

それでは、50分まで、10時50分に再開いたしますのでお戻りください。

（午前10時38分）

- 
- 議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時50分）

---

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（山本忠志君） 続きまして、日程第8、議案第66号 令和6年度ストック総合改善事業寺山団地3号棟改修工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

- 企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、書類番号の11をお願いします。

議案第66号 令和6年度ストック総合改善事業寺山団地3号棟改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和6年9月6日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議

会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

令和6年度ストック総合改善事業寺山団地3号棟改修工事請負契約。

令和6年度ストック総合改善事業寺山団地3号棟改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

申し訳ありません。今の部分なんですけれども、施工の工の字が間違っておりますので、行くのほうに訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

記。

1、契約の目的、令和6年度ストック総合改善事業寺山団地3号棟改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金6,908万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根4869番地6、有限会社克郎工務店、代表取締役、沖山克身。

5、の支出科目については省略いたします。

工期については、令和7年3月15日となっております。

内容については、建設課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 続いて説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 裏面をご覧ください。

令和6年度ストック総合改善事業寺山団地3号棟改修工事の案内図、平面図と、左下のところに工事概要を示してあります。

今回の改修工事につきましては、寺山団地の1号棟、2号棟がもう既に終わっております、最後の3号棟の改修工事となっております。これは、公営住宅等長寿命化計画に基づき施工するものでございます。

工事の概要としましては、外壁工事が軒裏等の塗装工事、また屋根、ベランダの防水工事、またベランダについては、避難ハッチ、通気口等の金具の金物等の工事を施工いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問どうぞ。

6番。

○6番（金川孝幸君） このストック総合改善事業という初めて聞く言葉なんです、できれ

ば説明前に、これを何ぞやという説明をしてもらおうとすごい分かりやすいなと思います。

あと、この契約金額のおおむね55%が町の負担という解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） それでは、まずストックについて、2つとも、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） スtock事業が何かというと、それをちょっと細かく説明するほど私もまだ知識がないので、ちょっと確認をさせていただければと思います。国のほうでつけた名前なので、町がつけた名前ではなくて。

今あるものを維持管理しながら長寿命化していくという意味になるんですけども、それを具体的になぜストックという名前をつけたのかとか、そういう話になると、ちょっと経緯まではすぐには分からないので、ちょっとお時間いただければと思います。

また、これについては国の事業のほかに、国の、ちょっとすみません。確認させていただきます。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちください。

ほかに質問ありますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら以上で……

（建設課長「ちょっと後で」の声あり）

○議長（山本忠志君） 後で、今の件は後でいいですよ。内容にそう関わることもないと思うので。

質疑を終結してよろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第66号 令和6年度ストック総合改善事業寺山団地3号棟改修工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

回答できますか。

建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君）　すぐに答えられなくて、申し訳ありませんでした。

まず、ストック事業のストックというところは、既設の公営住宅の水準の向上とか、また公営住宅の、つまり今ストックしているもの、今あるものの活用、有効活用を図るということで、地方公共団体が行う個別の改善事業という位置づけになります。

それと財源のほうですけれども、国の補助金以外は町の単独費ということになっております。

○議長（山本忠志君）　よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君）　すみません、最後ちょっと聞き取りにくかったんですけども。

○議長（山本忠志君）　建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君）　補助金は国のほうからしか頂けない事業と、都の補助金は入っておりません。

○議長（山本忠志君）　よろしいですね。

では、議事を進行いたします。

---

◎発議第1号の上程、採決

○議長（山本忠志君）　続いて、日程第9、発議第1号　八丈町消防委員会委員の選任を行います。

八丈町消防委員会委員の選任については、八丈町消防委員会条例第6条の規定により議決を求めるものです。

お手元に配付しましたとおり、1番、真田幸久君、4番、浅沼清孝君、7番、沖山　昇君、11番、浅沼憲春君と私の5名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君）　ご異議ないものと認め、日程第9、発議第1号　八丈町消防委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君）　続いて、日程第10、発議第2号　議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者、1番、真田幸久君。

壇上にご登壇願います。

(1番 真田幸久君 登壇)

○1番(真田幸久君) 発議第2号 議会改革特別委員会の設置について。

上記の決議を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出をいたします。

令和6年9月6日。提出者、八丈町議会議員、真田幸久。

賛成者、八丈町議会議員、浅沼隆章。同奥山幸子。同浅沼清孝。同山下則子。同金川孝幸。  
同沖山 昇。同岩崎由美。同浅沼碧海。同山下 巧。同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

ページをめくっていただけますでしょうか。

議会改革特別委員会の設置についてですけれども、名称は議会改革特別委員会とする。

設置の根拠につきましては、地方自治法第109条及び八丈町議会委員会条例第4条となります。

期間については、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまでといたします。

設置についての目的ですけれども、住民に開かれた議会の構築並びに議会の充実及び活性化を図るため、議会会議規則の見直し並びに議会基本条例の制定等に関する調査・研究を行い、もって町政の充実に資する議会改革を推進することを目的とするとさせていただきます。

定数につきましては、6名以内という提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

6名以内で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託して調査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、議会改革特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

お諮りします。

議会改革特別委員会設置に当たり、休憩を入れて委員の選任をしたいと思いますがご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ございませんね。

それでは、休憩します。

(午前11時01分)

---

○議長(山本忠志君) 休憩を解いて、局長より報告をお願いいたします。

(午前11時02分)

---

○事務局長(高橋太志君) それでは、報告いたします。

敬称は略させていただきます。

1番、真田幸久、3番、奥山幸子、7番、沖山 昇、8番、岩崎由美、9番、浅沼碧海。

以上でございます。

○議長(山本忠志君) ただいま事務局より報告ございましたが、報告のとおり選任することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、報告のとおり選任することに決定いたします。

---

◎承認第11号ないし承認第12号の上程、承認

○議長(山本忠志君) 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第11、承認第11号、日程第12、承認第12号の議員派遣承認については、一括して議題にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認については、会議規則第126条の規定により、議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前11時04分）

---

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前11時06分）

---

○議長（山本忠志君） 日程第11、承認第11号 第73回全国漁港漁場大会については、11番、浅沼憲春君。

それから続きまして、日程第12、承認第12号 令和6年度行政視察研修については、長野県には1番、真田幸久君、2番、浅沼隆章君、5番、山下則子君、7番、沖山昇君と私。高知県には、3番、奥山幸子君、4番、浅沼清孝君、6番、金川孝幸君、8番、岩崎由美君、9番、浅沼碧海君、10番、山下巧君を派遣することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたします。

---

◎常任委員会委員の選任について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） それでは、常任委員の指名を議会事務局長に朗読させます。

○事務局長（高橋太志君） それでは、報告いたします。

敬称は略させていただきます。

まず、総務文教委員会委員、1番、真田幸久、2番、浅沼隆章、5番、山下則子、7番、沖山昇、9番、浅沼碧海、11番、浅沼憲春。

経済企業委員会委員、3番、奥山幸子、4番、浅沼清孝、6番、金川孝幸、8番、岩崎由

美、10番、山下 巧、12番、山本忠志。

以上でございます。

- 議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、常任委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。
- 

◎議会運営委員会委員の選任について

- 議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、議会運営委員会委員の選任についてを行います。  
お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山本忠志君） それでは、議会運営委員会委員の氏名を議会事務局長に朗読させます。  
○事務局長（高橋太志君） それでは、報告いたします。

敬称は略させていただきます。

1番、真田幸久、2番、浅沼隆章、3番、奥山幸子、6番、金川孝幸、8番、岩崎由美、9番、浅沼碧海。

以上です。

- 議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、議会運営委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。
- 

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

- 議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、総務文教委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。
- 

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、経済企業委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第18、議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君）　ご異議ないものと認め、令和6年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時12分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月10日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 浅 沼 憲 春

署 名 議 員 真 田 幸 久